

(様式10)

政務調査活動・先進地調査等 報告書

平成30年2月14日

三田市議会議長 今北義明 様

本会派は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	公明党	代表者	平野管子
派遣者氏名	松岡信生	平野管子	
視 察 先	名張市		
調査事項 (調査目的)	ゆめづくり地域予算制度について		
日 時	平成30年2月7日(水)		
視察先対応者	地域環境部 地域担当監 永岡良仁 氏		
添付資料	別紙・ ・ ・ ・		

調査日時	平成30年2月7日(水) 10時30分～12時10分
視察先	名張市
調査事項	地域予算制度の経緯と状況
<p data-bbox="127 548 494 582">(調査結果の概要及び所見)</p> <p data-bbox="135 672 327 705">別紙のとおり</p>	

名張市が三田市でいうところの「まちづくり協議会」を中心とした、地域主導型のまちづくりを進められて15年以上が経過する。これまでの経緯と現状。また成果と課題を伺ってきた。地域の課題はそれぞれの地域で異なるはずで、これまでのように市が決めた額を補助金として下ろすより、補助金を廃止して一括交付金として交付することで、地域が地域課題の優先順位をつけながら課題解決に向け自立して動いていることは、今後の三田市のまちづくりにも大きな参考になるのではないかと考える。

以下は質問項目に対するお答えを記載する。

・ゆめづくり予算制度に至る市の状況と経緯について

平成7年頃から、市内のいくつかの地域で地域の自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきた。平成13年までには、5つのまちづくり計画が市長に提出されたが、当時は、行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはなかった。平成14年に市政一新プログラムが策定され、平成15年3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定された。

これを受けて、14地域で「地域づくり委員会」が結成された。(現在は15地域)

「ゆめづくり地域予算制度」の基本となる地域の組織化は、従来の自発的なまちづくり活動という下地があったために、比較的短期間で組織化が可能となった。

また平成15年11月には、各地域づくり委員会の会長が交互に意見交換、情報交換を行う場として、「地域づくり協議会」(現在の地域づくり代表者会議)が結成された。

そして従来の地域向け補助金を廃止し、まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ使途自由な一括交付金を交付した。

その後、見直し等が行われ、都市内分権の方向性を示す「地域づくり組織条例」を制定し、区長制度の抜本的な見直しを行った。市長が委嘱した区長に支払ってきた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」の廃止による財源を活用し、平成21年からゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費とした。

・これまでの地縁組織・各種団体等によるまちづくりと、まちづくり協議会によるまちづくりのちがいと組織体制について

(別紙1) 添付

・既存の区・自治会組織の理解をどのように得られたのか

区長制度を廃止して、包括的な組織としての地域づくり組織の中に区長・自治会長も入り、その中の一員として地域のまちづくりを担っていくという説明を粘り強く続けてきた。納得を得るまでには3年を要した。そこにご尽力を頂いたのが、有識者である帝塚山大学の先生であり、地域の活性化と協働のまちづくりを担うためには何が必要であるかを当時の区長・自治会長に説明をされた。市の職員だけの説明では理解を得ることは難しかった。

・これまで自治会等が担ってきた、市からの委託業務（避難行動要支援者名簿の管理、災害警戒時の安否確認、民生委員・児童委員等の委員の選出）等はまちづくり協議会で担えるのか

これまで市が区長にお願いをしてきた協力事業については、大幅に見直しをかけてきた。（別紙2）見守りや高齢者の安否確認、災害時の要援護者の対応等は地域組織で行い、区長・自治会長は掌握をしない。但し民生委員の選出等は従来と同じような選出を行っている。基本的に、地域全体で行うような事業や計画は地域づくり組織が行っている。

・地域計画を策定するにあたっての職員のサポートについて

現在小学校区を単位とした15地域組織があり、基本的には地域で自主的に計画を策定されているが、3人の地域担当監(市職員)が5地域をみている。それぞれに地域に入りアドバイス等も行っているが、どうしても地域により計画の示し方やビジョンについての詳細の表し方等、温度差が出てきているのも事実である。

今後の課題としては、計画書のマニュアル化を含め検討していかななくてはならないと思っている。

・地域の担い手となる人材の育成をどのように進められえいるのか

これは今後の課題の一つと捉えている。

地域づくり組織の継続と発展のためには必要なことであり、平成25年9月に「名張ゆめづくり協働塾」を開設した。これは地域主導型のまちづくりを進めるための、市職員の研修の場として25年度から毎年6～7回開催している。毎回100名ほどが参加をして、研修や勉強会を行っている。また地域組織でも、現在中心で活動しているのは70歳代と高齢化が進んでいることから、青年層や小中学生に地域行事に参加してもらおうという視点ではなく、企画の段階から一緒に考え、作り上げていくという参加・参画を促している。

名 張 市

ゆめづくり地域予算制度

平成29年度版

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、
自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいき
と輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、ゆめづくり地域
予算制度を平成15年4月に創設しました。

三重県 名張市 地域環境部

<http://www.city.nabari.lg.jp/>

もくじ

・名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）	P 1
・ゆめづくり地域予算制度の経緯	P 3
・地域づくり組織条例の概要	P10
・地域づくり組織との協働推進体制	P12
・地域づくり代表者会議	P14
・地域づくり組織の概要（組織構成等）	P16
・ゆめづくり地域交付金等額一覧	P20
・地域別事業一覧表	P22
・ゆめづくり協働事業一覧表	P26
・名張ゆめづくり協働塾	P28
・市民活動支援センター事業の概要	P29
関係例規 / 参考	
・自治基本条例	P30
・地域づくり組織条例	P36
・地域づくり組織条例施行規則	P39
・地域づくり組織における会計処理要領	P41
・市民センター条例	P42
・廃止補助金等一覧	P46
・廃止補助金地域別明細	P47
・ゆめづくり地域交付金等の変遷	P48

名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）

名張市は、平成15年（2003年）4月、まちづくりとは「住民が自ら考え、自ら行う」こととし、市民参加のもとに自立的、主体的な取組の気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

公民館等（平成28年度から市民センターに変更）を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に行っています。

名張市は、この「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めています。

平成24年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業交付金」を加えて、ゆめづくり地域予算制度の拡充を図っています。

～ 中央集権から地方分権へ、地方分権から都市内分権へ ～

国から地方（都道府県や市町村）へ権限や財源を移譲するというのが「地方分権」の考え方でした。しかし、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても住民にとって“権限や財源はお役所（行政）にある”という状況に変わりはありませんでした。

都市内分権（地域内分権）とは、地域と行政が役割を分担するなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです。

その地域の組織を、「名張市地域づくり組織条例」（平成21年制定）で定めています。

「新しい公」－ 参画と連携によりみんなで支えあう社会 －

さらに地域づくり組織だけではなく、市民活動団体や事業者などがそれぞれ行政と対等な関係のもと、参画と連携により地域課題を解決していこうとする「新しい公」の推進にも取り組んでいます。



なばりのナッキー

【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- ・従来の地域向け補助金を廃止した上で、用途自由で補助率や事業の限定がない交付金を市内15の「地域づくり組織」に交付する制度を創設しました。
- ・各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業を自ら実施しています。
- ・交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業とし、ハード、ソフトを問いません。(ただし、宗教活動、政治活動は交付金事業の対象外です。)

【地域交付金の積算根拠】

平成29年度

基本額	均等割	$(3,500 \text{ 万円} \times 30\%) \div 15$ (地域づくり組織数)
	人口割	$(3,500 \text{ 万円} \times 70\%) \times \text{各地域人口} \div \text{市人口}$
コミュニティ活動費	基礎的コミュニティ代表者協力事務費	72,000 円 \times 174 (基礎的コミュニティ数)
	基礎的コミュニティ活動費	25,000 円 \times 174 (基礎的コミュニティ数) 200 円 \times 基礎的コミュニティの人口
特別交付金	地域調整額	1 地域 30 万円 〔 但し、国津地域：50 万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各 40 万円 〕
	地域事務費	基本額 150 万円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額 (平成 24 年度から)

※ 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付

※ 人口は1月1日現在 基礎的コミュニティ数は4月1日現在

※ 地域調整額：事務局経費

※ 地域事務費：地域づくり組織が雇用する地域事務員の人件費

ゆめづくり地域予算制度の経緯

平成7年（1995年）頃から市内のいくつかの地域で自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による*「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきました。平成13年（2001年）までには、5つのまちづくり計画が名張市長に提出されましたが、当時は、行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはありませんでした。

※当時、任意に結成された地域の組織を便宜上「まちづくり協議会」と称していました。

【 創 設 : 第1ステージ 】

- 平成14年（2002年）4月に亀井市長が就任後、市政一新プログラムが策定され、これに基づき平成15年（2003年）3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定されました。これを受けて、同年5月から9月にかけて14地域（地区公民館単位：現在、市民センター）で「地域づくり委員会」が結成されました。
- 「ゆめづくり地域予算制度」の基本となる地域の組織化は、従来の自発的なまちづくり活動という下地があったために、比較的短期間に組織化が可能であったと言えます。また、平成15年（2003年）11月9日には、各地域づくり委員会の会長が相互に意見交換、情報交換を行う場として、「地域づくり協議会」（現在、「地域づくり代表者会議」）が結成されました。
- 従来の地域向け補助金（P46～47参照）を廃止し、まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ使途自由な一括交付金（5,000万円：現在の基本額に相当）を交付しました。

【 見 直 し : 第2ステージ 】

- 制度創設から6年後の平成21年（2009年）3月に、ゆめづくり地域予算制度の見直しを行いました。具体的には、平成17年（2005年）に制定された「名張市自治基本条例」第34条を受けて、都市内分権の方向性を示す新しい条例「地域づくり組織条例」を制定し、以下の2点について見直しを行いました。
 - ① 区長制度の抜本的な見直し・・・昭和31年（1956年）に制定された「名張市区長設置規則」を廃止（市長が区長を委嘱し、区長個人に委託料を支払うという上下関係を解消）。

- ② それぞれの地域内の組織を基礎的コミュニティ（区や自治会）と、公民館（現在、市民センター）を単位とする地域づくり組織に整理し、地域の活性化と都市内分権を推進。
- 市長が委嘱した区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」の廃止による財源を活用し、平成21年（2009年）からゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費としました。

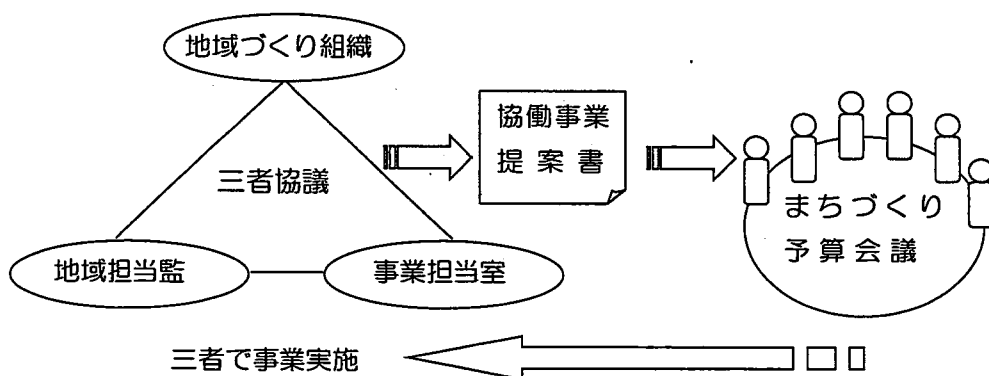
【 地域ビジョンの実現 : 第3ステージ 】

- 地域ビジョン

地域ビジョンでは、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらに基づく実施計画が掲げられています。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、15の全ての地域が取り組むべき課題として取り上げています。この地域ビジョンは、平成21年（2009年）当初から各地域づくり組織で策定委員会が組織され、住民アンケートの実施や意見をまとめ、課題を整理する等の検討会議で協議が重ねられ、平成24年（2012年）3月に15の全ての地域づくり組織で策定され、地域づくり代表者会議実践交流会において発表されました。

この地域ビジョンは、「名張市総合計画後期基本計画（地域別計画編）」に位置づけ、地域の将来像を最大限尊重した市の計画としました。
- ゆめづくり協働事業提案制度

さらに、平成24年度からゆめづくり協働事業提案制度をスタートさせ、平成25年度予算に反映し、地域のみ、市のみでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めています。（平成28年度実績 P26参照）



○ 地域SOSシステム

高齢者等が行方不明になり公開捜査が必要となったとき、地域と行政、関係機関が一体となった対応をスピーディに、そしてスムーズに行えるよう、「地域SOSシステム ～ 高齢者等行方不明者早期発見マニュアル～」を策定し、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

○ 名張ゆめづくり協働塾

各地域づくり組織においては、代表者や役員、事務局を中心として、市民主権社会実現に向けた地域課題解決のための地域づくり活動に取り組まれています。

15全ての地域づくり組織において策定された地域の将来像である地域ビジョンの実現に向け市は、平成24年度からゆめづくり協働事業を創設し、地域と協働で事業を推進してまいります。

そのためには、地域づくりを担う構成員の増員や事務局の機能を強化し、地域づくり組織の組織力をさらに充実させていくため、まちづくり活動へ参画いただける人材を育成することを主な目的として平成25年8月より『名張ゆめづくり協働塾』を開設しています。(平成28年度実績 P28参照)

○ 市民センター化

名張市では、公民館の管理運営については、いち早く地域づくり組織による指定管理者制度を導入し、その効果により地域づくり活動と公民館活動とが密接に連携しやすい環境が整い、多様な活動が行われるようになりました。

そこで、平成28年4月1日に「名張市市民センター条例」を施行し、地域づくり活動、生涯学習活動、地域福祉活動の拠点としてスタートしました。従来の趣味・教養のための生涯学習活動の拠点としてだけでなく、地域住民の自由な発想を尊重し、地域において様々な発想を試行・実現できる幅広い市民活動の拠点として更なる発展を目指しています。

○ 地域福祉教育総合支援システムの立上げ

名張市では、住民による住民のための住民自治のスタイルを確立する一方で、地域福祉の充実を図るさまざまな仕かけづくりを行ってきました。その両方を統合した「地域福祉教育総合支援システム」を平成28年(2016年)11月に立ち上げました。このシステムは、地域の中に新たなシステムを立ち上げようというのではなく、さまざまな地域課題に地域づくり組織が取り組んできたことを土台として、行政関係機関、各種団体が「地域まるごと協働」で取り組むことにより、自立した地域社会を創造し持続可能な地域づくりを目指しています。

○ 新しい法人制度の創設に向けての取組

名張市では、都市内分権を推進し住民・地域・行政の役割分担と連携を基調とするまちづくりスタイルに、社会情勢の変化、特に人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域づくり組織に求められる役割が年々増大しています。一方、地域づくり組織が条例で定められた団体であるが任意団体であることから、その活動によって発生するさまざまな事案に対して発生責任が問われる可能性が想定されます。

そのような中、先駆的に現行制度にある認可地縁団体や一般社団法人の法人格を取得し地域活動を実践している地域があります。しかし、地縁を主体とした多機能な地域づくり活動には即したものではありません。

地域づくり組織の基礎的な組織力をさらに高め、地域と行政が対等な立場で住民主体のまちづくりを推進し、地域課題の解決に向けた地縁型の住民組織である「地域づくり組織」を制度的に位置づけるため新しい法人制度の創設を目指しています。

【 取 組 状 況 】

年 度	名 張 市	小規模多機能自治推進 ネットワーク会議	国
2 2	構造改革特区 提案 ※「認可地縁団体」の認可要件の緩和について提案		
2 3	地域活性化特区 提案 ※「認可地縁団体」の認可要件の緩和について提案		
2 5	・ 4市（雲南市、朝来市、伊賀市、名張市）で共同協議開始 ・ 4市トップ会談（東京）		・ 4市から総務省へ報告 「小規模多機能自治組織の法人格取得方策に関する共同研究報告書」
2 6	・ 4市トップ会談（朝来市） ・ 東海市長会 通常総会 要望議案提出（伊賀市・名張市）	・ 小規模多機能自治推進ネットワーク設立総会 発起人 4市 参加自治体等 142 団体	
2 7		合同地域研修会（東近江市） ・ 地域事例発表 地縁法人 錦生自治協議会	・ 国と地方の勉強会参加 ・ 総務大臣、地方創生担当大臣宛に「小規模多機能自治組織の法人制度創設を求める提言」を行う。 ・ 内閣府が「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を立上げる
2 8	有識者会議にて名張市が事例発表	参加自治体等 214 団体 (自治体 192 団体 15 個人 7 人) 合同地域研修会（尼崎市） ・ 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会発表	・ 有識者会議が「地域の課題解決を目指す地域運営組織最終報告」発表 ・ 総務省が「地域自治組織のあり方に関する研究会」を立上げる